

議案第50号

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。ただし、第1号アからウまでに規定する階級の警察官の人員がこれらの規定に規定する定員に満たない場合においては、その満たない人数を当該階級より下位の階級の警察官の定員に加えることができる。

(1)・(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 第2条第1項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条第1項 第1号	1,203人	1,221人（平成27年3月31日まで は、1,226人）
---------------	--------	----------------------------------

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

2・3 略

附 則

1～3 略

4 当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に定める一般職員の定員のうち13人以内の人員を、同項第1号に定める警察官の定員に振り替えることができる。この場合において、振替後の同号アからエまでに定める警察官の階級別定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和29年政令第151号）第7条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

第2条第1項 第1号ア	62人	63人
第2条第1項 第1号イ	127人	128人（平成27年3月31日まで は、129人）
第2条第1項 第1号ウ	665人	676人（平成27年3月31日まで は、679人）
第2条第1項 第1号エ	349人	354人（平成27年3月31日まで は、355人）
第2条第1項 第2号	233人	220人

- 5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて10人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて5人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。